

県北総合相談センター 出張法律相談会

- ▶日時 8月17日(水)、9月21日(水)、10月19日(水)午後1時30分～4時30分
- ▶場所 深谷市上柴公民館小会議室2(深谷市上柴町西4-2-14・3階キララ上柴内)
- ▶内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など
- ▶相談方法 面談相談(1組1時間、要予約)
- ▶相談料 無料
- ▶主催 埼玉司法書士会
- ▶申し込み 総合相談センター ☎048-838-7472
- ▶問い合わせ 同会事務局 ☎048-863-7861

女性のための女性司法書士による 無料電話相談会

- ▶日時 9月10日(土)午前10時～午後4時
- ▶内容 遺言、相続、贈与、登記関係、起業、借金問題、離婚などの悩みを抱える女性の相談に応じる。
- ▶電話番号 048-872-8055(当日のみ)
- ▶問い合わせ 埼玉司法書士会事務局 ☎048-863-7861

各種相談 (8月15日～9月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	8月23日(火) ※予約は8月1日(月)から 9月8日(水) ※予約は8月15日(月)から	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時	地域活動推進課 (内線252)
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	8月22日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	コミュニティセンター みずしろ 102会議室	8月21日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援 センター ☎090-2416-9692
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	9月14日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
人権	南河原隣保館	9月14日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士 会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の 午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週水曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	8月23日(火)、9月6日(水)・13日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

納期のお知らせ (8月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

- 市県民税・・・・・・・・・・2期
- 国民健康保険税・・・・・・・・・・2期
- 後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・2期
- 介護保険料・・・・・・・・・・2期

納期限 8月31日(水)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。
- ▶問い合わせ 税務課(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

8月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- ④介護保険料
- ▶問い合わせ ①税務課(内線231)
②保険年金課(内線271)
③保険年金課(内線227)
④高齢者福祉課(内線277)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第1期納期限 8月31日(水)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務グループ ☎564-0303

産業文化会館臨時休館のお知らせ

8月27日(土)は、設備点検に伴う停電のため臨時休館します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 同館556-6371または生涯学習スポーツ課 ☎556-8319

郷土博物館休館のお知らせ

8月29日(月)～31日(水)は館内の消毒のため、休館となります。

同期間中、「御城印」、「続日本100名城スタンプ」は観光物産館「ぶらっと♪行田」で取り扱っています。また、「マンホールカード」の配布は下水道課で行います。

なお、同期間中はミュージアムグッズなどの販売、電話での問い合わせなどはできません。

▶問い合わせ 郷土博物館 ☎554-5911

日本遺産足袋蔵ロゴマークと 紹介文を使ってみませんか

本市は、「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」のストーリーで平成29年度に日本遺産に認定されています。今年は認定5周年となることから、市を挙げて日本遺産のまち行田をPRしていくためにロゴマークと紹介文を作成しました。

このロゴマークは、市内の事業者であれば無料でご使用になれます。商品の包装紙や、商品に貼付するシール、のぼり旗などに活用して、ぜひPRにご協力ください。

ロゴマーク

藍色とその反転、こげ茶色の3種類



紹介文

「県内唯一の日本遺産に認定された足袋蔵のまち行田。行田足袋300年の歴史を伝えるこのまちには、多くの足袋蔵が残り、今も日本一の足袋産地として和装文化の足元を支え続けている。」

▶利用料 無料

▶申し込み ロゴマーク使用届出書(市ホームページからダウンロード可)を日本遺産推進協議会事務局に事前に直接または郵送により提出ください。詳しくは市ホームページに掲載している使用の手引きと使用マニュアルをご覧ください。【郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市産業文化会館3階 日本遺産推進協議会事務局(文化財保護課内)

▶問い合わせ 同協議会事務局(文化財保護課内) ☎553-3581



▼問い合わせ 環境課 ☎556-9530

さしあげます

▷ランドセル ▷タヌキの剥製 ▷猫用トンネル ▷車椅子
▷テーブル ▷ペットキャリー ▷大正琴 ▷ペット用サークル ▷姿見鏡

ゆずってください

▷電子レンジ ▷大人用自転車 ▷オープンレンジ ▷ベビーベッド ▷泡立て器 ▷エアロバイク ▷計量器 ▷空気清浄機 ▷扇風機 ▷非接触型体温計 ▷パソコン ▷パーベル ▷ランニングマシン ▷絵画用額縁 ▷椅子 ▷ハンディアイロン ▷ベビーロックミシン

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。

なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)